

〔餘白錄〕 四家を隣と爲す

宮崎市定

唐代の隣保制度で一番分らないのは「四家を隣と爲し、五家を保となす」といふ唐令の文である。五軒單位の隣組の上に更に四軒單位の隣組が重複するとは考へられず、さればといつてこの文字に誤りのないことは仁井田博士の研究で證明されてゐる。所がこれは何もそんなにむづかしいことではない。隣は讀んで字の如くトナリである。五軒の保は固定した一組であり、いはば人爲的な區分である。その中の一家が罪を犯せば他の四家は連帶責任を負はされる。ところが現實の家の位置から云ふと、同保の家よりも、他保の家がこの家に隣りあつてゐて、より近い場合が多い。この隣家は保が違ふからといつて無關係にすまされない。やはり連帶責任を負はされるので、その範圍が隣なのである。圖のやうに家が並んだ時、Hに對する連帶責任は同保のDEIJと共に隣なるCGMも負はねばならぬ。四といふ字は數を現はすばかりでなく、東西南北といふ方位の意味を含む。四海は東西南北の海である。同様にこの場合の四家は東西南北の家である。場合によつては四以下の時も、四以上の時もあらう。保が固定的、人爲的ならば、隣は相對的、自然發生的である。これは唐制の他の場合にも見られる所で、百戸の里は人爲的區分、五十戸標準の村は自然發生的區分である。人爲的な保や甲は時あつて廢れるが、自然發生的な隣の制度は常に生きてゐる。明律にも四隣の制があり、水滸傳にも武松が兄の家の近隣を呼び集めて證人に立たせるくだりがある。

A	B	C	D	E
F	G	H	I	J
K	L	M	N	O
P	Q	R	S	T